

## 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う特例措置である 緊急小口資金等の特例貸付の償還免除のご案内

緊急小口資金等の特例貸付における償還免除については、「償還免除は貸付種類ごと一括して行い、借受人と世帯主が住民税非課税であれば償還免除の対象とする」こととしていましたが、その具体的な取扱いをお知らせします。

### 償還免除のポイント

- ✓ 償還免除は、資金種類ごと一括して行います。①緊急小口資金、②総合支援資金の初回貸付分、③総合支援資金の延長貸付分、④総合支援資金の再貸付です。
- ✓ 借受人と世帯主が住民税非課税であれば、償還免除の対象とします。そのほかの世帯員の課税状況は問いません。
- ✓ 判定時期と判定対象となる課税要件は、資金種類により異なります。具体的には、下記の図をご覧ください。
- ✓ 上記以外にも、死亡や失踪宣告、自己破産等の償還中も償還困難な状況があれば、全部又は一部の償還を免除できる場合があります。
- ✓ 据置期間を資金種類ごとに延長します。

### 判定時期と判定対象となる課税要件

		償還初年度目 (令和4年度)	償還2年度目 (令和5年度)	償還3年度目 (令和6年度)	判定対象となる 課税要件
①緊急小口資金		<b>20万円</b>			令和3年度又は 令和4年度が 住民税非課税
総合 支援 資金	②初回 貸付分	<b>45万円(単身世帯) 60万円(2人以上世帯)</b>			
	③延長 貸付分		<b>45万円 60万円</b>		令和5年度が 住民税非課税 ※
④総合支援資金 再貸付				<b>45万円 60万円</b>	令和6年度が 住民税非課税 ※

※ 償還免除後も、自立相談支援機関等による継続的な支援が受けられるようフォローアップします。

### 据置期間の延長について

(注) 借受人が据置期間を短く設定した場合、この限りではありません。  
延長対象者には、社会福祉協議会からご連絡いたします。

①緊急小口資金		令和4年12月末日前に償還開始となる貸付については、 令和4年12月末日まで (令和5年1月より償還開始)
総合支 援資金	②初回貸付分	
	③延長貸付分	令和5年12月末日前に償還開始となる貸付については、 令和5年12月末日まで (令和6年1月より償還開始)
④総合支援資金再貸付		令和6年12月末日前に償還開始となる貸付については、 令和6年12月末日まで (令和7年1月より償還開始)

## 特例貸付の償還免除に関する Q & A

Q1 償還免除を受けるための手続きはどのようにすればよいですか。

A1 住民税非課税による償還免除の手続きは、償還開始前(据置期間中)に、社会福祉協議会から、借受人の方へ直接、ご案内いたしますのでお待ちください。その後、必要な書類を社会福祉協議会へ提出し、申請していただきます。

Q2 住民税が非課税であるかどうかはどこで確認できますか。

A2 お住まいの市町村で非課税証明書をとっていただくことで確認ができます。なお、各年度の課税情報が取得できる時期は、一般的に6月以降ですが、市町村へご確認ください。

Q3 なぜ全額が一括で免除ではないのですか。

A3 特例貸付は、貸付の実施方法において、緊急小口資金、総合支援資金の初回貸付、延長貸付、再貸付を単位として貸付期間の設定や資金交付を行っていることから、償還免除の判定方法についても、貸付する際の資金交付額や順序を踏まえ、各々一括免除を行うこととしました。償還になった場合の借受人の方の返済額や時期にも配慮しています。

Q4 住民税非課税の範囲内に住民税の所得割のみ非課税の者は含まれますか。

A4 含まれません。

Q5 緊急小口資金と総合支援資金(初回貸付)の免除の判定は、借受人と世帯主がそれぞれ違う年度で非課税となる場合、償還免除の対象となりますか。

A5 対象とはなりません。償還免除の判定においては同じ年度に借受人と世帯主が非課税である場合に対象となります。

【お問合せ先】 個人向け緊急小口資金・総合支援資金コールセンター  
電話 0120-46-1999  
※9:00~17:00 (月~金曜日、土日祝日除く)